

(新温泉町「差別をなくし人権文化をすすめる」町民運動推進スローガン)

なくそう差別 守ろう人権 みんなの21世紀

人権に関する 新温泉町民の意識調査結果

令和元年度 新温泉町人権ポスター優秀作品



照来小学校6年 きたがわ 北川 ゆき さん



浜坂南小学校6年 おおた あさひ 大田 朝陽 さん



浜坂中学校2年 うの せい 宇野 惶羅 さん



浜坂認定こども園 みやがい 宮階 ひなた さん



新温泉町・新温泉町教育委員会

▶ はじめに ◀

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別・人権問題の解消、根絶に向けて、現状の町民の人権意識及び人権啓発の成果並びに課題を把握し、今後の人権啓発を推進していくため、平成31年1月から2月にかけて「人権に関する新温泉町民の意識調査」を行いました。

アンケート結果については、前回の平成26年に実施した調査結果と比較しています。今回の意識調査の結果を基にして、今後の人権施策についてさらなる検討を行い、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けて、関係団体とも連携・協働した幅広い取組を展開していきたいと考えています。

この新温泉町人権啓発パンフレットが各人権学習会等で活用されることを願います。

1. 調査対象者

平成30年12月1日現在で満18歳以上の新温泉町民の1割相当の人。

(1,262人)

新温泉町選挙人登録名簿登録者数（平成30年12月1日現在 単位：人）

区分	温泉地域	浜坂地域	計
男	2,271	3,670	5,941
女	2,546	4,102	6,648
計	4,817 (38.3%)	7,772 (61.7%)	12,589 (100%)

2. 調査対象者の抽出方法

温泉・浜坂地域別、男女別、18歳以上の各10歳台の年代別に、無作為抽出した人。

区分	温泉地域（人）			浜坂地域（人）			計（人）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
18～19歳	7	7	14	12	12	24	19	19	38
20～29歳	38	38	76	64	64	128	102	102	204
30～39歳	38	38	76	64	64	128	102	102	204
40～49歳	38	38	76	64	64	128	102	102	204
50～59歳	38	38	76	64	64	128	102	102	204
60～69歳	38	38	76	64	64	128	102	102	204
70歳以上	38	38	76	64	64	128	102	102	204
計	235	235	470 (38%)	396	396	792 (62%)	631	631	1,262 (100%)

3. 各年代別の配布数と回収数及び回収率

年齢	配布数	回収数	回収率（%）
18歳～19歳	38	12	31.6
20歳～29歳	204	50	24.5
30歳～39歳	204	65	31.9
40歳～49歳	204	72	35.3
50歳～59歳	204	99	48.5
60歳～69歳	204	99	48.5
70歳以上	204	96	47.1
合計	1,262	493	39.1

4. 質問項目

- 【質問1】あなたは今、人権や差別問題に関心をもっていますか。
- 【質問2】あなたは、どのような人権や差別問題に関心をもっていますか。
- 【質問3】今の社会は、人権が尊重されている社会だと思いますか。
- 【質問4】あなたは、他人の人権を侵害したり、差別したことがあると思いますか。
- 【質問5】1-1 あなたは、今までに自分の人権を侵害されたり、差別されたと思ったことがありますか。
- 【質問5】1-2 前の質問【5】1-1で「1ある」に○印をつけられた人、それはどのような差別や人権侵害でしたか。
- 【質問5】2-1 あなたは、今までに家族の人権を侵害されたり、差別されたと思ったことがありますか。
- 【質問5】2-2 前の質問【5】2-1で、「1ある」に○印をつけられた人、それはどのような差別や人権侵害でしたか。
- 【質問6】-1 障がいのある人について、人権上特に問題があると考えているものはなんですか。
- 【質問6】-2 前の質問【6】-1に○印をつけられた人、具体的に記入してください。
- 【質問7】高齢者について、人権上特に問題があると考えているものはなんですか。
- 【質問8】子どもについて、人権上特に問題があると考えているものはなんですか。
- 【質問9】女性について、人権上特に問題があると考えているものはなんですか。
- 【質問11】-1 エイズ患者・HIV（エイズ・ウイルス）感染者の人権侵害について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
- 【質問11】-2 ハンセン病に関する人権侵害について、特に問題があると思うものはなんですか。
- 【質問12】インターネットを悪用した人権侵害について、特に問題があると思うものはなんですか。
- 【質問13】子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者や恋人などからの暴力（DV）が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、どのように対応しますか。
- 【質問14】同和問題はどのような場合にあらわれると思いますか。
- 【質問15】同和問題についてどう思いますか。
- 【質問16】同和問題を解決するにあたってあなたのお考えはいかがですか。
- 【質問17】結婚相手を決めるときに家柄を気にしますか。
- 【質問18】結婚はふたりの合意により成立しますが、現実にはいろいろな理由で家族やまわりの人たちが反対することがあります。このことについて、あなたはどのように思いますか。
- 【質問19】-1 あなたのお子さんもしくは家族、親戚の結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。
- 【質問19】-2 未婚の人のみ。あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたらあなたはどうしますか。
- 【質問20】今なお同和問題がなくならないのはなぜだと思いますか。
- 【質問21】今、同和問題をはじめ様々な人権問題についての学習活動が推進されていますが、そのことについてあなたはどう思いますか。
- 【質問22】-1 あなたは、近年同和問題をはじめとする人権についての学習会、講演会、研修会、講座等に参加されたことがありますか。
- 【質問22】-2 前の質問【22】-1の1～3に○印をつけられた方におたずねします。あなたが参加されたきっかけはなんですか。
- 【質問23】人権が保障される社会を実現するために、行政の施策として特に重要なことは何だと思いますか。
- 【質問24】人権啓発を進めるためには、町民に対してどのような啓発活動が効果的だと思いますか。
- 【質問25】あなたは、本人通知制度を知っていますか。
- 【質問26】-1 あなたは、本人通知制度に登録していますか。
- 【質問26】-2 前の質問【26】-1で「2.登録していない」に○をつけられた人、今後本人通知制度に登録しますか。
- 【質問27】あなたは、部落差別解消推進法を知っていますか。
- 【質問28】あなたは、ヘイトスピーチ解消法を知っていますか。
- 【質問29】あなたは、障がい者差別解消法を知っていますか。

5. 調査結果

【質問1】 あなたは今、人権や差別問題に関心をもっていますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 非常に関心がある	6.6	6.3
(2) 関心がある	41.7	49.5
(3) あまり関心がない	43.9	38.7
(4) 全く関心がない	5.8	5.5
(1)『非常に関心がある』と(2)『関心がある』を合わせると55.8%、(3)『あまり関心がない』(4)『全く関心がない』を合わせると44.2%で(関心がある)が(関心がない)に対し10ポイント以上高い。		
《 前回調査との比較 》 前回調査では(関心がない)が(関心がある)を上回っていたが、今回調査では大きく逆転している。		

【質問2】 あなたは、どのような人権や差別問題に関心をもっていますか。(3つまで)

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 同和問題	27.1	21.1
(2) 障がいのある人に対する差別	54.3	50.9
(3) 在日外国人に対する差別	12.0	13.6
(4) 男女に関する差別	27.1	27.4
(5) 子どもに関する差別	19.6	18.3
(6) 高齢者に関する差別	22.2	20.7
(7) エイズ患者・HIV(エイズ・ウイルス)感染者に対しての差別	5.8	2.2
(8) ハンセン病に関する差別	—	2.4
(9) インターネットによる人権侵害	29.7	32.9
(10) 東日本大震災に起因する人権問題	7.3	6.7
(11) 性的少数者(LGBT等)に対しての差別	—	12.8
(12) 関心のあるものはない	8.9	9.3
(13) その他	3.4	2.0
(2)『障がいのある人に対する差別』に半数以上の人に関心をもっている。ついで(9)『インターネットによる人権侵害』が32%、(4)『男女に関する差別』が27%で上位を占める。新設の(11)『性的少数者に対する差別』は12.8%であり、関心が高いといえる。		
《 前回調査との比較 》 前回調査よりポイントが高いのは(9)『インターネットによる人権侵害』(3.2ポイント高)(3)『在日外国人に対する差別』(1.6ポイント高)。逆にポイントが低いのは(1)『同和問題』(6.0ポイント低)(7)『エイズ患者・・・』(3.6ポイント低)、(2)『障がいのある人に対する差別』(3.4ポイント低)となっている。		

【質問3】 今の社会は、人権が尊重されている社会だと思いますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 十分尊重されている	10.5	8.1
(2) 十分には尊重されていない	59.3	59.8
(3) 尊重されていない	12.5	15.6
(4) わからない	16.9	15.6
(2)『十分に尊重されていない』(3)『尊重されていない』をあわせると75.4%となっており、4人のうち3人以上がそのように思っていることがわかる。		
《 前回調査との比較 》 (1)『十分尊重されている』が2.4ポイント低くなっており、(3)『尊重されていない』が3.1ポイント高くなっている。		

【質問4】 他人の人権を侵害したり、差別したことがありますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) あると思う	36.0	32.9
(2) あるとは思わない	42.9	43.8
(3) わからない	20.3	20.5
(2)『あるとは思わない』が43.8%で最も高く、(1)『あると思う』の32.9%を10ポイント以上上回っている。		
《 前回調査との比較 》 (2)『あるとは思わない』がわずかではあるが高くなっており、逆に(1)『あると思う』が3.1ポイント低くなっている。		

【質問5】 1-1 自分の人権を侵害されたり、差別されたことがありますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) ある	38.9	40.2
(2) ない	31.0	33.3
(3) わからない	23.7	23.7
(1)『ある』が40.2%で最も高く、(2)『ない』を6.9ポイント上回っている。 【質問4】で、『他人の人権を侵害したり差別したことがある』と思っている人は、32.9%であるが、【質問5】では『自分の人権が侵害されたり、差別されたことがある』と思っている人は40.2%となっている。		
《 前回調査との比較 》 (1)『ある』が1.3ポイント高くなっており、(2)『ない』についても2.3ポイント高くなっている。		

【質問5】 1-2 前の質問で「ある」と答えた人は、どのような差別や人権侵害でしたか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) あらぬうわさや悪口、名誉きそん 等	64.2	61.1
(2) 公的機関や企業・団体による不当な扱い	18.8	9.1
(3) 地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い	37.5	35.4
(4) 差別待遇（宗教・性別・職業・家柄等により不平等または不利益な扱いをされた）	18.8	16.7
(5) プライバシーの侵害	25.4	22.2
(6) セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	6.7	7.6
(7) セクシャル・ハラスメント以外のハラスメント（パワハラ、マタハラ等）	—	23.2
(8) その他	6.3	2.5

(1) 『あらぬうわさや悪口、名誉きそん』が61.1%で最も高く、次に(3)『地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い』が35.4%で続いている。今回新設した(7)『セクシャル・ハラスメント』は23.2%で3番目に高い数字になっている。

《 前回調査との比較 》
(1) 『あらぬうわさや悪口、名誉きそん等』は3.1ポイント、(3)『地域、家庭、職場等での暴力脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い』は2.1ポイント、(5)『プライバシーの侵害』は3.2ポイント低くなっている。

【質問5】 2-1 家族の人権を侵害されたり、差別されたことはありますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) ある	—	23.3
(2) ない	—	45.2
(3) わからない	—	26.8

(2) 『ない』が45.2%で最も高く、(1) 『ある』の23.3%を大きく上回っている。

【質問5】 2-2 前の質問で「ある」と答えた人は、どのような差別や人権侵害でしたか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) あらぬうわさや悪口、名誉きそん 等	—	65.2
(2) 公的機関や企業・団体による不当な扱い	—	5.2
(3) 地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い	—	49.6
(4) 差別待遇（宗教・性別・職業・家柄等により不平等または不利益な扱いをされた）	—	18.3
(5) プライバシーの侵害	—	18.3
(6) セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	—	4.3
(7) セクシャル・ハラスメント以外のハラスメント（パワハラ、マタハラ等）	—	16.5

(8) その他	—	3.5
(1)『あらぬうわさや悪口、名誉きそん等』が65.2%と最も高く、続いて(3)『地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い』が49.6%で、他の結果と大きな差となっている。		

【質問6】- 1 障がいのある人について、人権上特に問題があると考えているものは。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がい者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない(環境整備)	33.4	35.1
(2) 働く場所の確保など雇用対策が十分でない	45.9	44.0
(3) 医療や福祉の面で対応が十分でない	19.9	14.4
(4) 教育を受ける権利が十分保障されていない	7.0	8.9
(5) 必要な情報が入らないことがある	10.5	10.1
(6) スポーツ活動や文化活動などへ気楽に参加できない	8.1	7.7
(7) 障がいのある人に対する理解が不足している。差別意識がある	36.3	35.3
(8) 障がいのある人だけで暮らせる住宅もしくは入所できる施設(ケアホーム・グループホームなど)が整っていない	19.9	18.9
(9) 災害時・緊急時の対応・準備が十分でない	23.5	23.1
(10) 身体や精神の障がいにつけ込んだ悪徳商法や詐欺などによる被害が多い	6.6	4.3
(11) 資格取得が出来ないなどの制度上の差別がある	—	2.6
(12) その他	1.6	1.0
(2)『働く場所の確保など雇用対策が十分でない』が44.0%で最も高い。続いて(7)『障がいのある人に対する理解が不足している。差別意識がある』が35.3%、(1)『道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がい者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない(環境整備)』が35.1%となっており、他の結果との差が大きい。		
《 前回調査との比較 》 上位3項目の順位は前回調査と同様である。		

【質問6】- 2 前の質問で「○」をつけられた人におたずねします。それは、どのような場所・場面で問題があると感じられましたか。具体的に記入してください。

- ・選挙で投票に行った時、後回しにされた
- ・以前に比べれば大分改善されていると思いますが、もし自分の目が見えなかったら、もし自分が車椅子生活だったら、今の普通に生活している環境、家に帰る、出掛ける、出掛けた際トイレに行く、エレベーターにのるなどの行動が出来る自信がありません。たまに点字のある施設や廊下にあるのを見掛けた際は、対応されている事に障がいのある方には、有り難いサービスだなあと心暖まりました。又、最近災害が多くなりました。普通の体の人でも避難する事は大変な事なのに障がいのある方には、どこまで対応されているのかなど、ふと思う事があります
- ・バス停・駅など十分に整備されていると感じない。障がいのある人が一人で行動・移動するにはもっと整備を進めなければならないと感じる
- ・障がいのある人(高齢年者も含む)の通院・買い物などについての配慮が充分でない
- ・例えばJR浜坂駅構内の入り口は、スロープになっていないので、車イスで入れない。せめて公共施設だけでも車イスで出入りできるようになればと思う
- ・本町では公共施設にエレベーター、階段解消等の整備が遅れていると思います。雇用の場作りを広くPRし情報周知をする事で、働き場所の選定が可能となる様にされたい。スポーツ参加・鑑賞に於いてもヘルパーの方々がいつでもお願い出来る様になれば良いと思います

- ・災害時の移動に関する手順が充分把握できておらず、避難が出来得るのか不安である
- ・雇用されても、正社員にはなれないと噂があります。正常な子たちと離れた場所で教室をもうけられている。障がいがある子と友だちになると、きらわれて他の人が離れていく。差別意識がありすぎると思う。障がいがある人だけで暮らせるホームを作るべきだとも思う
- ・町内屋外、公共施設に於ける殆どの所にバリアフリーの設置、環境改善が見られない。各種イベント、祭りなど障がい者の参加、見物の保安安全確保策の配慮の欠如。緊急避難・地域訓練の時に年寄り・障がい者の参加の促進呼びかけや啓蒙意欲の欠如（殆ど参加実績なし）。訓練体験が0の場合、実際時には混乱被害の拡大の原因になりかねない
- ・目で見える障がいだけでなく、感覚過敏など目に見えない障がいなどへの理解がされていないように思う
- ・歩道の幅が狭い所がある。また冬季では除雪が出来ていない箇所がある。津波対策の充実が出来ていない（短時間での安全な場所への移動等）
- ・身体障がい者が道など歩きにくい。身体・精神障がい者の方たちの雇用機関がすくない。同級生などとの会話の中で、障がいのある方たちを色メガネで見る様な発言をされた
- ・災害時の障がい者に対するマニュアル及び場所情報の対応
- ・多目的ホールでの二階移動とか、色々な公共施設、一階は出入りしやすいが二階はなかなかエレベーターとかない所があります。障がいのある方の親御さんが、ケアホーム・グループホームが近くに無いと言っておられました。鳥取や豊岡方面にしかないと。
- ・障がい者を雇用する民間企業が少ない。地域では啓発や準備が出来ていない。昨今のニュースであまりにも多く有る
- ・障がいの種類が多様で、一律の対策は困難だと思うが、引きこもり等につながる精神的な障がい等への雇用対策に力を入れてほしい
- ・障がい者の方が暮らせる施設等が町内には一つも無い。町外に出ざるを得ない
- ・駅ホーム。移動手段が少ない、分かりにくい。町民バスの回数や範囲を増やしてほしい
- ・環境が整備されていても、それを利用しやすい様にまわりの人間が配慮出来ていない。通路をふさいでいたり荷物を置いたり等
- ・新温泉町で障がいのある方が働ける場所・施設を聞いたことがない。災害時や緊急時の対応も新温泉町はどのようにすると決めているのか聞いた事がない（私の認識不足かもしれませんが）。
- ・浜坂地域の集会施設・多目的集会施設にエレベーターがない。高齢化に伴い、催し・町の事業など高齢者・障がい者が身体に負担をかけないで参加できるよう、環境整備をお願いしたい。本庁のエレベーターは土日は利用できません。多目二階にも障がい者等が利用できるトイレも必要であると思います
- ・浜坂北小前の踏切が狭く、歩く時（渡る）とても怖い。又歩道橋を渡る時、段の区切りが見づらいので幅が違うところも多くあり、転んだこともあり危ないです。段の端に蛍光テープを貼ってほしいです
- ・障がいのある友人への対応等を直接、障がい者やその家族の人が聞いて、新温泉町の対応はまだまだダメだなと感じました。かなしい事実です
- ・公共の場所での若年層の、障がいについての知識・認識不足による陰口や暴言
- ・町内の道路など、段差がまだまだある。集団の中での差別意識がある
- ・雪の時期の道路の除雪。困っている時の声かけ不足
- ・障がい者が入所する施設が近くに無い
- ・学校の身体障がい者に対するバリアフリーが不十分に感じる。例えば建物内の階段、車イスだと休み時間内での教室移動が無理なのは。浜坂病院のリハビリの改善を強く求めます。障がいのある子どもの場合、お年寄りの方以上にその子のその時の状態を見ていかないとはいけませんが、ルーティーン化されたメニューを行っているように感じる。また子どもの場合は、やる気を出させてあげる接し方がいますが、これもただメニューを行っているだけに感じます。鳥取の療育園や民間の児童デイサービスの方が、圧倒的にサービスレベルが高いです
- ・目の不自由な方が横断歩道を渡る際の点字ブロックや、信号が変わった際にお知らせする音が新温泉町には不足している
- ・新温泉町の公的施設では、エレベーターなどの設置ができていないところも多く、高齢者が移動しにくく参加をあきらめてしまう場面があった。発達障害など見た目ではその障がいが見えにくい場合も多く、無理解による偏見で子どもだけでなく保護者も苦しんでいる

- ・近くに障がい者がいるが、近郊に働く場所もない。また住む場所もない。また「障がい者」という日本語がおかしくて気に入らない
- ・仕事で、差別意識が不足している発言をよく耳にする
- ・災害等障がいの種類によって避難が適している場所を、障がい者及び家族が安心して避難できる情報を広報紙で紹介してほしい。紹介されても気づけなかったら意味が無いので、手帳を交付する時などに再度伝えて欲しいです。身体・精神障害の助けを必要とする内容は異なると思います
- ・障がいのある方の気持ちが十分理解出来ていないので、接し方がよくわからない。同情の言葉掛けは上から目線になるのでよくない等と聞き声かけを躊躇する事がある
- ・ある駅で高齢の方が階段を一段ずつ降りておられましたら、後ろから若い人の声で「前の人早く降りてください」とおっしゃっておいりました。その時エスカレーターが設置されていればと思いました
- ・障がいにもいろいろな種類がありますが、それぞれに対する知識がないので何をどう考えれば良いのかわからないし、自分がどう対応してよいのかもわからない
- ・大きな施設等はバリアフリー化がだいぶ進んできているが、その場においても見て見ぬふりをしたり手を貸さなかったりする場面があると思う。小さな施設で働く人ももっと意識を高く持たないといけない
- ・新温泉町は障がい者が働く場所が少なすぎる。また仕事内容も簡単なものばかりで、社会とつながって働けない。香美町では村岡支所でパン屋さんをされていて、住民の人とかかわる場がある障がい者が一箇所に集められ孤立するのではなく、社会にとけこめるようにしてほしい。学校でも支援学級の子に対する差別がある
- ・障がいのある人が自立し働ける場所が少ない。相談できる窓口の人が頼りない。自分で情報を探さないと誰も教えてくれない。障がいのある子どもにあわせた教育施設や療育の場が不足している子どもに障がいがあると大人一人がつきっきりにならざるを得ず、預けられる所がない
- ・障がいの程度にもよりますが、働く場所がない
- ・すこやか～にの階段が天候の悪い日や夕方は段差が見えづらく大変怖い。発達障害の児童生徒が利用できる場が確保できていないと感じる
- ・歩道をもっと設備して歩行者が安全に歩けるようにしてもらいたい。自家用車を堂々と止めて駐車場代わりにして大変迷惑であると思った
- ・「普通」の暮らしができる人たちへの補助は充実しているけど、自ら望んで病気や障がいをかかえているわけではない人たちにこそ、お金の面でも行政の面でも、もっと補助を充実させるべきではないかと思う。例えば医療費や助けてくれる人を躊躇なく頼めるような
- ・あの人は障がい者だ、こわいとか冷たい目でみる。健康な人でもなかなか仕事さがしが大変、障がい者は限られた仕事なので、自身にあった事できる事をさせてあげたい
- ・町の防災訓練時、障がいのある人への対応が地区の責任者に明確に伝えていない（防災訓練参加者の会話より）。自宅介護が困難と思われる家族への支援が不十分のため、障がいのある人へも結果として負担が増している。ささゆりのような施設（民間を含め）が不足している（障がいのある人の家族・親類の会話より）。
- ・見た目ではわからない問題を抱えた人もいるということを理解しようとしたくない人、障がいのある人に対して、ひどい言葉や態度を取る人がいる。障害者用駐車場に近いからと言って停めている人が多すぎる
- ・浜坂先人記念館は車椅子の人も入館出来るようにすべきである
- ・高度な医療的処理が必要な子どもが、入学や入園を断られたりするニュースを見ました。障がいの子を持つ親は外に出る事をためらい、支援の情報を入手する機会が減ります。意思を尊重しつつも社会に参加できるようなことが必要です。多発する自然災害の時に、迅速な対応が取れる体制が整備されていない。健常者でも逃げ遅れる中、障がい者の方が助かるような対応は難しいと思うが、今後考えていかないといけないと思います
- ・高齢者や足の悪い人等汽車に乗る場合、階段の上り下りを不便に感じる。多目的ホールに行きたくても階段があるため行きづらい
- ・学校に通えない心の病をもった子ども達に対するフォローが、学校側・教育する側がどこまで取り組んでいるのかがあまり見えてこない
- ・私自身が町内にどれだけの障がい者がいるのかなど知らない。障がいのある人たちは災害時などでは、人手が必要ではないかと考えるが、上記の事を知らないことで対応ができるのか、準備が

できているのかなどがわからない

- ・公共施設がバリアフリーになっていない。働く能力の高い方が、障がい者を理由に働く場所がないという人が少なくない。「自分は障がい者じゃないから」という目線で、見下すように接する人も多い。
- ・駅のホームは階段しかなく、他のホームにどうして行くのか、高齢者も同じ。町内は段差のある場所が多く、車椅子の人が行ける場所が限られている
- ・人手不足と言いながらも、障がい者の雇用に関しては一歩考えられる事業所が多いと思った。町は障がい者支援に力を入れているが、町全体が受け入れ体制についてもっと関心を持つべきと思う
- ・障がいによって、何もできないのではないかという思い込みがあると思う。
- ・障がいがある方がどこに暮らされているのか知らない。同じ地区にいらっしやらないのかもしれないが、もしもの時、助けに行く必要がどの家にあるのか分らない。プライバシーの関係もあり難しいと思いますが、もしもの時知らなかったから助けられなかったという結果にはしたくないと思います
- ・飲食店や宿泊施設へのバリアフリーの対応が十分でないと思う。火災があった時のサイレンだけでは、聴覚障がい者の方に告知できないのではないか。
- ・障がい者に対する偏見が見られるし、遠ざけようとしている人を見かける
- ・障がいのある方たちが町内で暮らすのが難しく、町外の施設に行かざるをえない。親が亡くなったからの不安が大きい。親も子ども安心して新温泉町で住み続けられるような仕事もできる社会を望む

【質問7】 高齢者について、人権上特に問題があると考えているものは。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない	33.9	32.0
(2) 働ける能力を発揮する機会が少ない	30.6	24.3
(3) 高齢者だけの賃貸住宅への入居が難しい	11.2	10.3
(4) 悪徳商法による被害が多い	26.1	24.1
(5) 病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でない	22.0	18.3
(6) 高齢者がじゃま者扱いされ、意見や行動が尊重されない	12.6	8.5
(7) 家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない	33.1	30.6
(8) 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	20.1	23.9
(9) 家族が世話をすることをさげたり、家族から虐待を受ける	13.3	11.2
(10) その他	2.6	2.4
(1) 『道路の段差解消、エレベーターの設置など高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない』が32.0%で最も高く、(7) 『家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない』が30.6%で続いている。		
《 前回調査との比較 》 (8) 『情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない』が3.8ポイント高くなっている。逆に(2) 『働ける能力を発揮する機会が少ない』は6.3ポイント低く、(6) 『高齢者がじゃま者扱いされ、意見や行動が尊重されない』は4.1ポイント低くなっている。		

【質問8】 子どもについて、人権上特に問題があると考えているものは。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 親が、いうことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を与える	18.5	20.5
(2) 子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する	48.1	40.2
(3) 子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」「無視」などのいじめをしたりする	54.9	51.1
(4) いじめをしてる人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	44.7	40.8
(5) 学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視する	7.5	10.5
(6) 教師が児童や生徒をたたくなど暴力をふるう	5.7	6.3
(7) ビデオ、インターネット、携帯電話などの児童を取り巻く性情報がはんらんしている	37.6	36.5
(8) その他	3.1	3.0
(3)『子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」「無視」などのいじめをしたりする』が過半数を超えて最も高い。続いて(4)『いじめをしてる人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする』と(2)『子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する』が40%を超えている。		
《 前回調査との比較 》 上位3項目の順位は前回と変わらないが、ポイント数はそれぞれの項目で低くなっている。 (1)『親が、しつけのつもりで体罰を与える』が2ポイント増加している。		

子どもの人権

いじめや体罰を理由に児童・生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性を逮捕……。子どもが被害者である報道の一部ですが、このような痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守らなければなりません。

いじめ

最近の子どものいじめは多様化が進み、情報通信機器の介在により、いじめが一層見えにくくなっている実態も見られます。

また、いじめは、些細な行為から危険を伴う行為へつながることも少なくないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっています。

いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする子どもが生じる原因や背景には、子どもを取り巻く学校、家庭や地域環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。

この問題を解決するために、お互いの異なる点を個性として尊重する等の人権意識を養っていくことが重要です。
(参考：法務省人権擁護局 「人権の擁護」)

【質問9】 女性について、人権上特に問題があると考えているものは。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）	38.2	38.5
(2) 職場における待遇の違い（仕事内容や、昇給・昇進の男女差など）	42.3	31.8
(3) 育児、家事、高齢者介護などが女性の社会進出を困難にしている	47.0	44.2
(4) 家庭内における夫からの妻に対する暴力等	13.1	11.8
(5) 職場におけるセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	12.3	12.0
(6) 職場におけるセクシャル・ハラスメント以外の差別（パワハラ、マタハラなど）		15.4
(7) 売春・買春（「援助交際」を含む）	6.8	7.9
(8) アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等	12.5	6.3
(9) 「奥様」「婦人」「未亡人」のように女性だけに用いられる言葉	6.0	4.3
(10) 男尊女卑（だんそんじょひ）意識が残っている	22.9	21.3
(11) その他	2.4	2.2
<p>(3)『育児、家事、高齢者介護などが女性の社会進出を困難にしている』が44.2%で最も高く、続いて(1)『男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）』が38.5%、(2)『職場における待遇の違い（仕事内容や、昇給・昇進の男女差など）』が31.8%で上位3位を占め、他項目との差は大きい。</p> <p>《 前回調査との比較 》 上位3項目については順位に変動ないものの、(2)『職場における待遇の違い（仕事内容や、昇給・昇進の男女差など）』が10ポイント以上低くなっている。</p>		

【質問10】 在日外国人に対して、特にどのような差別や偏見が日本にあると思いますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 日常生活の面で差別がある	21.7	22.5
(2) 教育の面で差別がある	12.3	13.6
(3) 就労の面で差別がある	46.5	45.4
(4) 結婚の面で差別がある	28.2	18.5
(5) 心理的な面（意識）で差別がある	36.8	38.9
(6) 選挙権、年金などの制度面で差別がある	19.8	13.4
(7) その他	3.4	2.8
<p>(3)『就労の面で差別がある』が45.4%で最も高く、(5)『心理的な面（意識）で差別がある』が38.9%で続いており、他の項目との差が大きい。</p> <p>《 前回調査との比較 》 上位2項目の順位は変動ない。(4)『結婚の面で差別がある』が10ポイント近く低くなっている。</p>		

【質問 11】－1 エイズ患者・HIV（エイズ・ウイルス）感染者の人権侵害について、特に問題があると思われるのは。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 無断でエイズ検査をすること	11.7	9.5
(2) 悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること	46.5	47.5
(3) 結婚問題での周囲の反応があること	19.4	15.4
(4) 治療や入院の拒否をすること	14.7	18.1
(5) 入学・学校での不利な扱いがあること	6.2	7.9
(6) 就職・職場での不利な扱いがあること	20.7	19.7
(7) 公共施設などの利用で不当な扱いがあること	10.4	7.7
(8) わからない	35.0	35.7
(9) その他	1.3	0.6

(2)『悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること』が47.5%、(8)『わからない』が35.7%で上位を占める。続いて(6)『就職・職場での不利な扱いがあること』が19.7%と続いている。(8)『わからない』が高く、更なる学習が必要である。

《 前回調査との比較 》
上位3項目は前回と変わらない。割合もほぼ同程度である。

【質問 11】－2 ハンセン病に関する人権侵害について、特に問題があると思われるのは。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること	—	42.8
(2) 結婚問題での周囲の反応があること	—	16.6
(3) 治療や入院の拒否をすること	—	15.2
(4) 入学・学校での不利な扱いがあること	—	5.9
(5) 就職・職場での不利な扱いがあること	—	15.8
(6) 公共施設などの利用で不当な扱いがあること	—	10.1
(7) わからない	—	40.0
(8) その他	—	0.6

(1)『悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること』が42.8%で最も高い。(7)『わからない』が40.0%もあり、ハンセン病については広く周知できていないことがわかる。

エイズウイルス(HIV)やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

エイズウイルス(HIV)は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

平成15年11月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件によって、依然として誤った認識や偏見が存在していたことが明らかになりました。このような偏見や差別の解消をさらに推し進めるため、平成21年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。また、平成21年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。さらに、国際的においては、わが国が主導する「ハンセン病差別撤廃決議」が人権理事会において採択されました。

(参考：法務省人権擁護局 「人権の擁護」)

【質問 12】 インターネットを悪用した人権侵害について、特に問題があると思われるのは

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 他人へのひどい悪口、誹謗中傷（根拠のない嫌がらせ・悪口）や差別的な表現などを掲載すること	66.1	64.7
(2) 捜査対象の未成年者の実名・顔写真を掲載すること	12.6	12.0
(3) 第三者が無断で他人の電子メールを閲覧すること	22.9	22.9
(4) 犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること	31.4	22.7
(5) ポルノ画像など有害なホームページがあること	10.0	8.7
(6) 悪徳商法によるインターネット取引での被害があること	19.4	16.8
(7) いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと	25.8	35.3
(8) LINE（ライン）などのSNS（ソーシャルネットワークサービス）の悪用や学校裏サイトなどがあること	22.4	26.6
(9) わからない	12.8	11.6
(10) その他	1.1	0.8
(1)『他人へのひどい悪口、誹謗中傷（根拠のない嫌がらせ・悪口）や差別的な表現などを掲載すること』が64.7%で最も高い。続いて、(7)『いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと』が35.3%、(8)『LINE（ライン）などのSNS（ソーシャルネットワークサービス）の悪用や学校裏サイトなどがあること』が26.6%で上位を占める。		
《 前回調査との比較 》		
(1)『他人へのひどい悪口、誹謗中傷（根拠のない嫌がらせ・悪口）や差別的な表現などを掲載すること』が前回同様6割以上を占め、他と比較して断然高い。(7)『いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと』が前回より10ポイント高くなっている。		

【質問 13】 子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者や恋人などからの暴力（DV）が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、どう対応しますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 虐待などを受けている本人に事情を聞く	26.4	29.0
(2) 問題が起きている家族やその親類に事情を聞く	15.9	13.8
(3) 他の隣人、近くに住んでいる友達に相談する	25.8	17.6
(4) 子どもの通っている認定こども園、ふれあいセンター、学校などに相談する	29.3	25.6
(5) 公的機関（法務局・県庁・町役場などの人権相談窓口、人権擁護委員等）に相談する	51.2	50.7
(6) 関係救済機関（子どもの場合は子ども家庭センターなど、配偶者の場合は配偶者暴力相談支援センターや警察など）へ通報する	37.9	43.4
(7) 弁護士に相談する	3.6	4.1
(8) 民間団体などに相談する	9.6	8.3
(9) 特に何もしない	5.8	5.3
(10) その他	2.8	1.2
(5)『公的機関に相談する』が50.7%、(6)『関係救済機関へ通報する』が43.4%で、全体の94%を占めている。(9)『特に何もしない』が5%以上ある。		
《 前回調査との比較 》		
(3)『他の隣人、近くに住んでいる友達に相談する』が8.2ポイント減少し、(6)『関係救済機関への相談、通報』が5ポイント以上増加している。		

【質問 14】 同和問題は、どのような場合にあらわれると思いますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 就職のとき	25.9	27.6
(2) 進学の時	2.4	4.3
(3) 職場でのつきあい	15.9	12.6
(4) 隣近所でのつきあい	19.3	19.7
(5) 子ども同士のつきあい	7.6	8.5
(6) 結婚のとき	67.4	65.9
(7) 不動産の売買のとき	6.5	6.3
(8) 商売上の取引のとき	1.1	0.6
(9) ケンカや口論のとき	14.6	8.9
(10) 人物を評価するとき	20.4	17.8
(11) 利害関係が生じたとき	17.3	14.0
(12) その他	3.7	4.5

(6)『結婚のとき』が65.9%で最も高い。続いて(1)『就職のとき』が27.6%。3人に約2人が(6)『結婚のとき』と回答し、3人に0.8人が(1)『就職のとき』と回答している。

《 前回調査との比較 》
上位2項目の順位は前回調査と変わらず。(1)『就職のとき』と(2)『進学の時』のポイントが高くなっている。

【質問 15】 同和問題についてどう思いますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解消しなければならない。	55.4	53.5
(2) 人間社会である以上、差別があってもやむを得ない。	7.5	5.9
(3) 今の子どもたちが大きくなれば自然になくなる。	24.6	21.3
(4) その他	7.1	7.9

(1)『人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解消しなければならない。』が53.5%で最も高く、(3)『今の子どもたちが大きくなれば自然になくなる。』が21.3%で2番目に高い。
(2)『人間社会である以上、差別があってもやむを得ない。』が5.9%。

《 前回調査との比較 》
上位2項目の順位は前回と変化はない。

同和問題（部落差別）とは

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形つくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお、同和地区・被差別地域などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいることなどを理由に、結婚や就職、日常生活の中でいろいろな差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

【質問 16】 同和問題を解決するにあたって、あなたの考えはいかがですか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) これは同和関係者だけの問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う。	1.6	0.8
(2) 自分ではどうしようもない問題だからなりゆきにまかせるよりしかたないと思う	13.5	13.0
(3) 行政や関係団体等が解決してくれると思う	4.7	4.9
(4) 基本的人権に関わる問題だから、自分も町民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う	43.8	42.1
(5) あまり考えていない。	29.2	24.3
(6) その他	3.7	5.3
(4)『基本的人権に関わる問題だから、自分も町民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う』が42.1%で他と比較し顕著である。一方(5)『あまり考えていない。』が24.3%ある。		
《 前回調査との比較 》 上位2項目の順位は前回と変化はない。		

【質問 17】 結婚相手を決めるときに、家柄を気にしますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 気にする	18.6	12.0
(2) 気にするのはおかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がない	25.4	21.8
(3) 気にしない	50.1	54.4
(4) その他	2.9	4.7
(3)『気にしない』が54.4%で最も高い。(1)『気にする』(2)『気にするのはおかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がない』をあわせて33.8%で、ほぼ3人に一人が「気にしている」。		
《 前回調査との比較 》 (3)『気にしない』が4.3ポイント増加し、(1)『気にする』は6.6ポイント減少している。また、(2)『気にするのはおかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がない』も3.6ポイント減少している。		

部落差別の起こり

- (1) 部落差別の起こりは、中世からの「けがれ意識」に基づいた「民衆による差別」であり、「けがれ」の起源は延喜式にまでさかのぼります。
- (2) 河原などに住んでいた貧民が部落民（河原者）とされ、死牛馬の処理、清掃、犯罪人の逮捕、処刑、キヨメ役、芸能などを生業とし、特別な力を持つものとして畏怖されていましたが、一方で「穢れているもの」として差別されていました。
- (3) 江戸幕府は「民衆による差別意識」を利用して「世襲制の身分制度」を確立しました。そこには「排除」による差別がありましたが、百姓・町人との経済等の格差はありませんでした。
- (4) 明治時代に入り、差別は一層激しくなり、「排除による差別」に加えて、「格差の差別」が行われました。

参考：これでわかった！部落の歴史・これで納得！部落の歴史（上杉聡著）

【質問 18】 同和問題を解決するにあたって、あなたの考えはいかがですか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 当人同士の合意があればよい	19.9	16.6
(2) 家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである	70.8	73.0
(3) 当人同士の合意も無視できないが、どちらかといえば、家族やまわりの人の意見がより尊重されるべきである	4.9	2.8
(4) 家族やまわりの人の意見が尊重されるべきである	1.0	0.6
(5) その他	12.6	1.0
(2)『家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである』が73.0%で最も高く、(3)『当人同士の合意があればよい』の16.6%を含めれば89.6%が「当人同士の合意が尊重されるべき」と回答している。		
《 前回調査との比較 》 (2)『家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである』が前回調査より2.2ポイント増加している。		

【質問 19】 -1 あなたのお子さんもしくは家族、親戚の結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 本人の意思を尊重する	64.2	66.3
(2) 反対するが、本人の意思が強ければしかたない	23.2	19.9
(3) 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない	1.8	2.2
(4) 絶対に結婚を認めない	0.8	0.8
(5) その他	3.1	3.7
(1)『本人の意思を尊重する』が66.3%で最も高い。(2)『反対するが、本人の意思が強ければしかたない』の19.9%を含めて結婚を認める回答が86.2%である。「結婚を認めない」が3.0%である。		
《 前回調査との比較 》 (1)『本人の意思を尊重する』が2.1ポイント増加している。		

被差別部落の職業

被差別部落の人々は、様々な職業に従事していました。

芸能では、「猿回し」「三番叟(さんばそう)まわし」などの魔除けや祝い事に行う芸や、現在では伝統芸能とされている「能」や「狂言」「歌舞伎」など様々な芸能に携わっていました。

また、朝廷や寺社の支配を受けて、寺社や町の清掃、死牛馬の処理、犯罪人の逮捕や処刑など、現在の警察の仕事も行っていました。これらの仕事につく人々は、ケガレを浄化するキヨメの能力を持っているとされ、彼らはその身がケガレを帯びていると決めつけられていたがゆえに、社会に不可欠であり役立つ事だとしても、当時の民衆の意識は、いやしい仕事とみなしそれらに従事していた人々を社会は排除していきました。

このような仕事の担い手は、エタ・非人と呼ばれる被差別身分者であり、それは、その仕事をしたくないという民衆の想いを支配者が巧みに利用し、その仕事を差別された人々に押し付け、その仕事を通じて、さらに見下す意識が強まっていったと考えられています。このようなキヨメの能力を持つと考えられた職業の人々に対して、当時のケガレ観念は、差別意識と同時に、神秘性と畏怖(いふ)（おそれおののくこと）の面をあわせ持っていたために、排除されていったとも考えられています。

(未婚の人のみお答えください)

【質問 19】-2 あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 自分の意思を貫いて結婚する	28.3	22.7
(2) 親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する	53.3	64.8
(3) 家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない	12.3	7.8
(4) その他	5.9	4.7

(2)『親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する』が64.8%が最も高い。(1)『自分の意思を貫いて結婚する』の22.7%を含めて「結婚する」が87.5%である。逆に「結婚しない」が7.8%となっている。

《 前回調査との比較 》
『自分の意思を貫いて結婚する』と答えた人の割合は(1)(2)合わせて5.9ポイント増加し、逆に、(3)『家族や親戚の反対があれば結婚しない』が4.5ポイント減少している。

【質問 20】 今なお部落差別がなくなるには、なぜだと思えますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) ただなんとなく何かが違うという意識が受け継がれているから	40.4	36.3
(2) 世間体やあやまった慣習にとらわれているから	49.6	41.8
(3) 一般的に封建的なものの考え方が根強く、民主主義が定着していないから	12.0	12.8
(4) 政治や社会のしくみに問題があるから	9.4	10.8
(5) 自分自身を含め一人ひとりの問題であることを自覚しないから	23.5	24.1
(6) 差別される側に問題があるから	6.3	4.1
(7) その他	5.3	5.5

(2)『世間体やあやまった慣習にとらわれているから』が41.8%、(1)『ただなんとなく何かが違うという意識が受け継がれているから』が36.3%で、この2項目を合わせると78.1%となる。一方(6)『差別される側に問題があるから』が4.1%ある。

《 前回調査との比較 》
上位3項目は前回と変わらない。
(1)『ただ何かが違うという意識が受け継がれている』と(2)『世間体やあやまった慣習』を合わせて、12.1ポイント減少し、(6)『差別される側に問題がある』が2.2ポイント減少している。

- (1) なぜ権力が部落を必要としたのでしょうか。
天皇と都を穢れから守るためであり、死穢と罪穢をあわせて処理する「キヨメ」役として部落を利用したと考えられます。やがてこの方式が全国に広がっていったのです。
- (2) 1993年(平成5年)総務庁統計では、全国で4442部落 人口90万
最も多い県は 兵庫、福岡、大阪、全国的には近畿地区が最も多く、都の所在地(平城京、平安京)でもありました。
最初の部落は平安京(現在の京都)におかれ、奈良へと広がり次第に全国に作られていったと考えられています。
- (3) 平安時代以降は穢れ観は次第に薄れていきました。武士が人を殺し、百姓が死牛馬を捨てるような世の中であったからです。
- (4) 戦国時代に次第に強化されていきました。皮革職人(清掃)、刑吏(罪穢)としてのキヨメ役として社会に組み込まれていきました。死牛馬の処理、犯罪の取り締まり、処刑役等により、社会から阻害され、差別はますます厳しさを増していったのです。その厳しさは江戸時代に引き継がれていきました。

【質問 21】 今、同和問題をはじめ様々な人権問題についての学習活動が推進されていますが、そのことについて、あなたはどのように思いますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 現状では不十分なので、創意工夫する必要がある	39.5	44.0
(2) 現状のままでよい	34.8	28.8
(3) 取り組む必要はない	11.0	9.9
(4) その他	5.8	4.9
(1)『現状では不十分なので、創意工夫する必要がある』が44.0%で最も高い。 (3)『取り組む必要はない』が9.9%ある。		
《 前回調査との比較 》 (1)『創意工夫する必要がある』は前回より4.5ポイント増加しており、(2)『現状のままで良い』は6ポイント減少している。		

【質問 22】 -1 近年同和問題をはじめとする人権についての学習会、講演会、研修会、講座等に参加されたことがありますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) よく参加している	3.6	3.2
(2) できるだけ参加するようにしている	12.0	9.9
(3) 時々参加している	29.7	29.2
(4) 参加したことがない	49.6	48.3
(4)『参加したことがない』が48.3%で最も高い。(1)『よく参加している』3.2%、(2)『できるだけ参加するようにしている』9.9%、(3)『時々参加している』29.2%を合わせると42.3%である。		
《 前回調査との比較 》 (4)『参加したことがない』は1.3ポイント減少している。		

【質問 22】 -2 前の質問【22】-1の1～3に○印をつけられた方におたずねします、あなたが参加されたきっかけについて。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 自主的に参加した	19.2	18.2
(2) 町内や団体等の役員として参加した	35.2	39.7
(3) 団体等の組織員として参加した	33.1	35.4
(4) その他	5.7	8.1
(2)『町内や団体等の役員として参加した』が39.7%、(3)『団体等の組織員として参加した』が35.4%で合わせて75.1%であり、(1)『自主的に参加した』は18.2%となっている。		
《 前回調査との比較 》 (1)『自主的に参加した』が1ポイント減少している。(2)(3)「役員、組織員」としての参加が6.8ポイント増加している。		

【質問 23】 人権が保障される社会を実現するために行政施策として特に必要なものは。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 地域社会において人権教育・啓発活動を充実させる	47.0	40.0
(2) 学校において人権教育を充実させる	51.4	46.9
(3) 企業における人権教育の推進を働きかける	25.0	23.9
(4) 社会の不合理な格差を解消するための施策を充実させる	27.1	24.7
(5) 行政機関が人権侵害を受けた人や、社会的に弱い立場にある人を支援、救済していく	28.2	23.5
(6) 公務員など公的機関に勤める職員が、人権意識をしっかりと持つ	22.9	26.2
(7) 悪質な人権侵害を行った人や団体などに法的規制をする	25.4	29.6
(8) その他	2.8	1.2

(2)『学校において人権教育を充実させる』が46.9%、(1)『地域社会において人権教育・啓発活動を充実させる』が40.0%、上位2項目が特に顕著で合わせて86.9%を占めている。
(7)『悪質な人権侵害を行った人や団体などに法的規制をする』が29.6%となっている。

《 前回調査との比較 》
(1)『地域社会において人権教育・啓発活動を充実させる』が7.0ポイント減少し、(2)『学校において充実させる』も4.5ポイント減少している。
(7)『悪質な人権侵害を行った人や団体などに法的規制をする』が4.2ポイント増加し、(6)『公務員など公的機関に勤める職員が、人権意識をしっかりと持つ』が3.3ポイント増加している。

人権侵害による被害者の救済事例

(学校におけるいじめの事案)

高校生である被害者の同級生から、被害者がいじめを受けていることを学校に相談したにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、いじめが継続しているとして「子ども110番」に相談がされた事案です。

法務局は、学校に対して、本人との面談によるいじめに係る経緯等の確認と解消のための対応を働きかけたところ、生徒に対する見守り体制が構築されるにいたりました。その後、被害者の状況を確認したところ、いじめは解消し、学校で楽しく過ごしているということでした。

(暴行・虐待事案)

妻に対し、髪をつかんで腹部を殴る、顔面を蹴る等の暴行を加えたり、妻がうつ病であることや、父親から性的虐待を受けていることを他人に話す等されているとして、妻から、法務局のインターネット人権相談受付窓口に相談がされた事案です。

法務局が中心となって、警察等の関係機関と連携を図り、被害者の見守り体制を構築しました。

また、被害者に対して、カウンセリング機関を紹介するとともに、DV被害の登録のために警察署への同行を行う等、人権擁護委員と法務局職員が被害者に寄り添った対応を行うことにより、被害者の身体の安全を確保するに居たりました。

(労働権関係事案)

勤めていた法人の上司から暴力を振るわれる等のパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案です。

法務局で調査した結果、当該上司が被害者の勤務態度に腹を立て、顔を書類で叩いた事実が認められました。

法務局は、当該上司に対し、本件行為が違法な有形力の行使であり被害者に肉体的・精神的苦痛を与えるものであるため、今後、同様の行為を行うことのないよう説示しました。

また、当該法人の代表者に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請しました。

(参考：法務省人権擁護局「人権の擁護」)

【質問 24】 人権啓発を進めるためには、町民に対してどのような啓発活動が効果的だと思いますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) テレビ・ラジオを活用した啓発	25.9	19.9
(2) 新聞広告や記事を活用した啓発	19.4	15.6
(3) 「広報しんおんせん」など町の広報紙を活用した啓発	41.5	36.3
(4) 映画・ビデオを活用した啓発	15.7	16.0
(5) パンフレット・ポスターの作成	13.6	11.8
(6) インターネットや電子メール（メールマガジンなど）、ホームページの活用	7.8	11.8
(7) 講演会や講義形式の研修会・学習会の実施	28.7	24.7
(8) ワークショップ形式（専門家をまじえた少人数の討議・活動）の研修会・学習会	10.2	6.9
(9) 相互の理解を深めるための交流会	14.4	12.0
(10) 車椅子やアイマスクなどをもちいた障がいのある人や高齢者などの疑似体験会	19.4	19.3
(11) 人権問題をテーマとした展示会	5.7	5.1
(12) 人権問題に関する小説、作文などの募集	6.0	5.5
(13) 人権問題をテーマとしたイベント（講演会、コンサート、資料やパネルの展示会など複合的なもの）の実施	19.0	17.6
(14) わからない	15.1	11.6
(15) 特にない	10.4	6.7
(16) その他	1.5	0.6
(3) 『「広報しんおんせん」など町の広報紙を活用した啓発』が36.3%、(7) 『講演会や講義形式の研修会・学習会の実施』が24.7%となっている。		
《 前回調査との比較 》 (3) 『「広報しんおんせん」など町の広報紙を活用した啓発』が5.2ポイント減少し、(7) 『講演会や講義形式の研修会・学習会の実施』が4.0ポイント減少し、(1) 『テレビ・ラジオを活用した啓発』が6.0ポイント減少している。特別に増加している項目はない。		

【質問 25】 あなたは、本人通知制度を知っていますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 知っている	—	14.8
(2) 知らない	—	77.5
(2) 『知らない』が77.5%、(1) 『知っている』は14.8%。		

【質問 26】 - 1 あなたは、本人通知制度に登録していますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 登録している	—	2.2
(2) 登録していない	—	80.0
(1) 『登録している』は2.2%。		

【質問 26】－2 あなたは、今後、本人通知制度に登録しますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 登録する	—	5.3
(2) 登録しない	—	16.9
(3) 未定	—	77.8

(1) 『登録する』が5.3%。
(2) 『登録しない』16.9%と(3) 『未定』77.8%を合わせると94.7%を占める。

【質問 27】 あなたは、部落差別解消推進法を知っていますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 言葉も内容も知っている	—	6.9
(2) 言葉は知っているが内容は知らない	—	33.1
(3) 言葉も内容も知らない	—	60.0

(1) 『言葉も内容も知っている』が6.9%。(3) 『言葉も内容も知らない』が60.0%。

【質問 28】 あなたは、ヘイトスピーチ解消法を知っていますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 言葉も内容も知っている	—	9.7
(2) 言葉は知っているが内容は知らない	—	37.1
(3) 言葉も内容も知らない	—	53.1

(1) 『言葉も内容も知っている』が9.7%。(3) 『言葉も内容も知らない』が53.1%。

【質問 29】 あなたは、障がい者差別解消法を知っていますか。

項目	前回調査 (H26)	今回調査 (H31)
	率 (%)	
(1) 言葉も内容も知っている	—	10.5
(2) 言葉は知っているが内容は知らない	—	30.8
(3) 言葉も内容も知らない	—	58.6

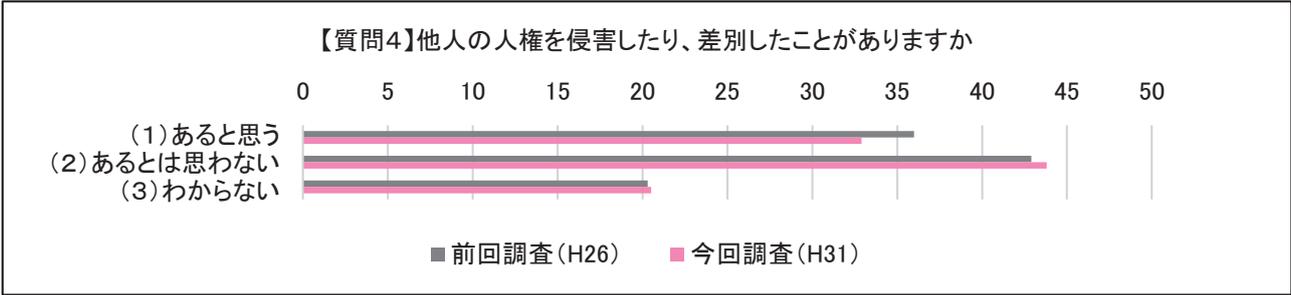
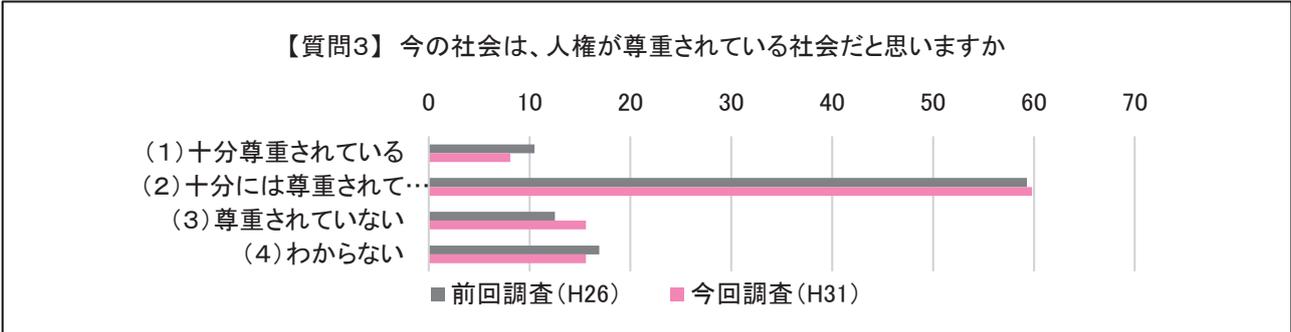
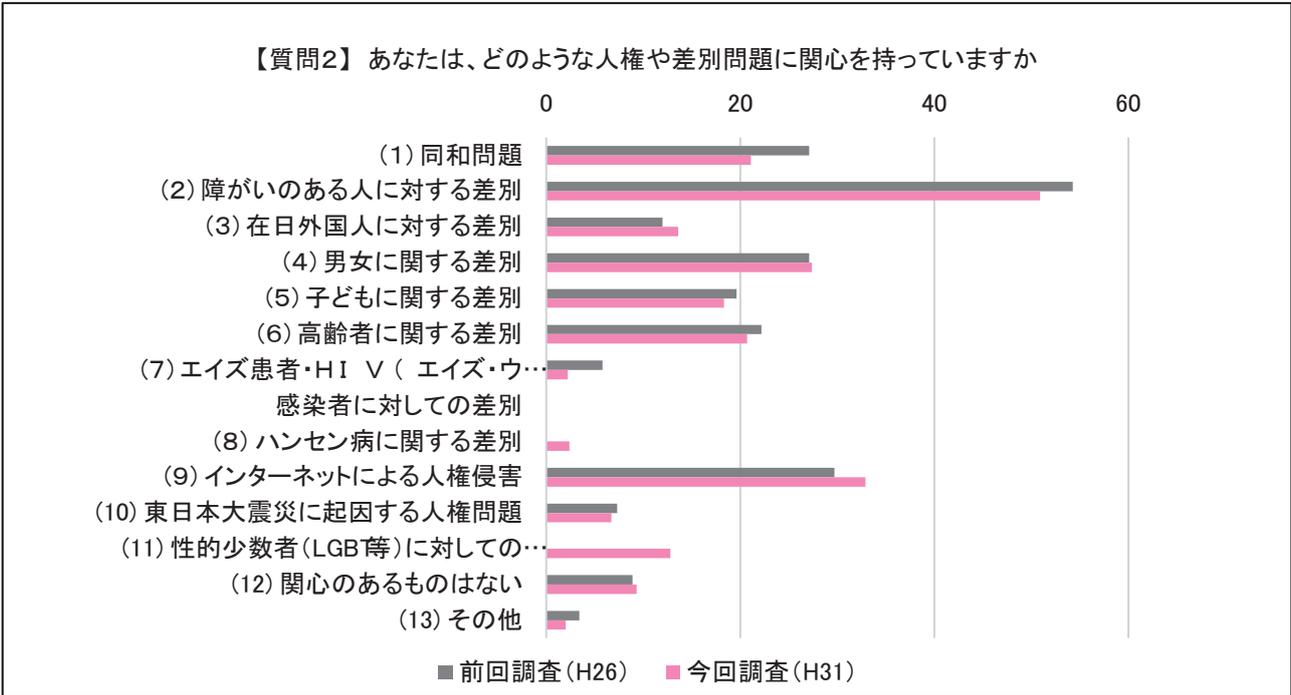
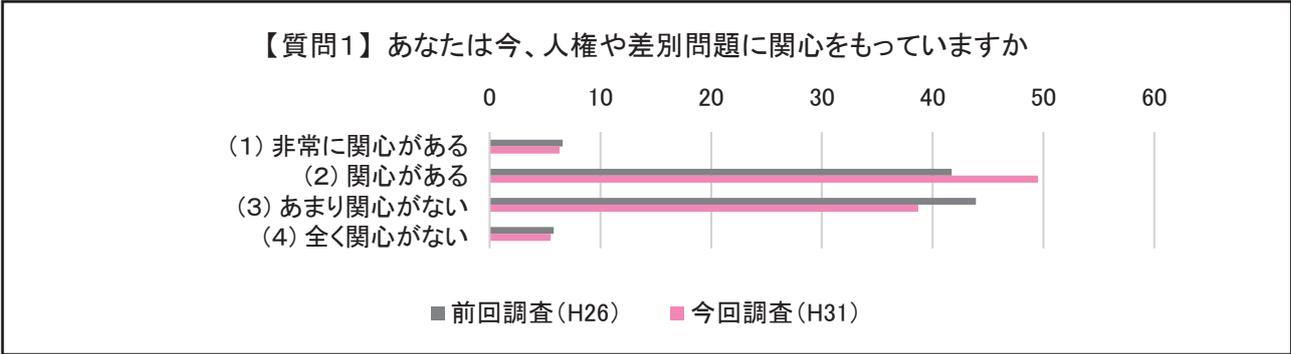
(1) 『言葉も内容も知っている』が10.5%。(3) 『言葉も内容も知らない』が58.6%。

▶ 調査結果総括 ◀

今回の調査結果において、「障がいのある人に対する差別」「インターネットによる人権侵害」「男女差別」「同和問題」「高齢者に関する差別」が上位に入りました。いずれの人権課題も共通するのは、誤った考え方や間違った知識による思い込み、偏見からおこる差別ではないでしょうか。特に、同和問題は、データでは解決に向かって示していることを示していますが、かかわりを避ける「寝た子を起こすな」の意識や無関心、結婚問題などに根強い差別意識が残っています。

町として、今後、人権教育の内容、方法等について、町民がより参加しやすく、理解を深めるとともに、個々の人権意識を高めるため、人権教育・啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。

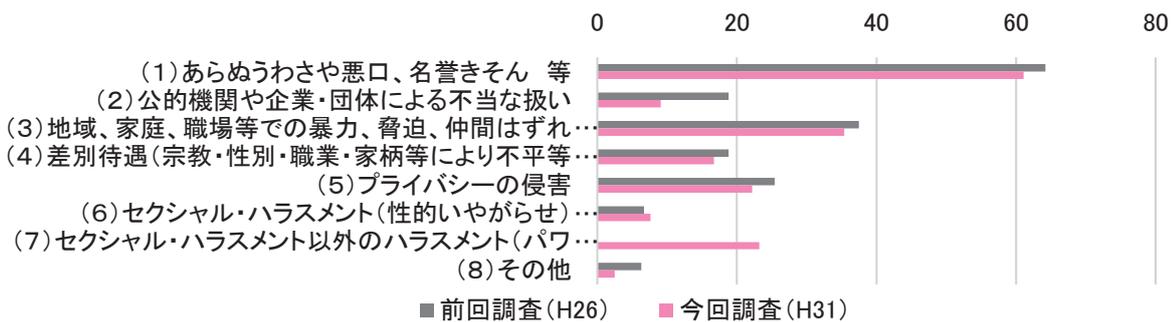
前回調査(H26年)と今回調査(H31年)の比較



【質問5】1-1 自分の人権を侵害されたり、差別されたことがありますか



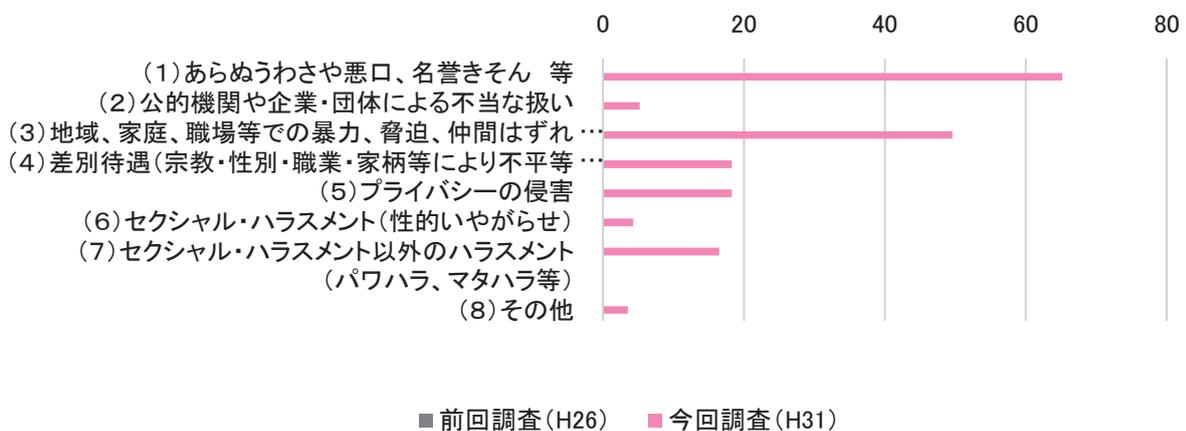
【質問5】1-2 「ある」と答えた人は、どのような差別や人権侵害でしたか



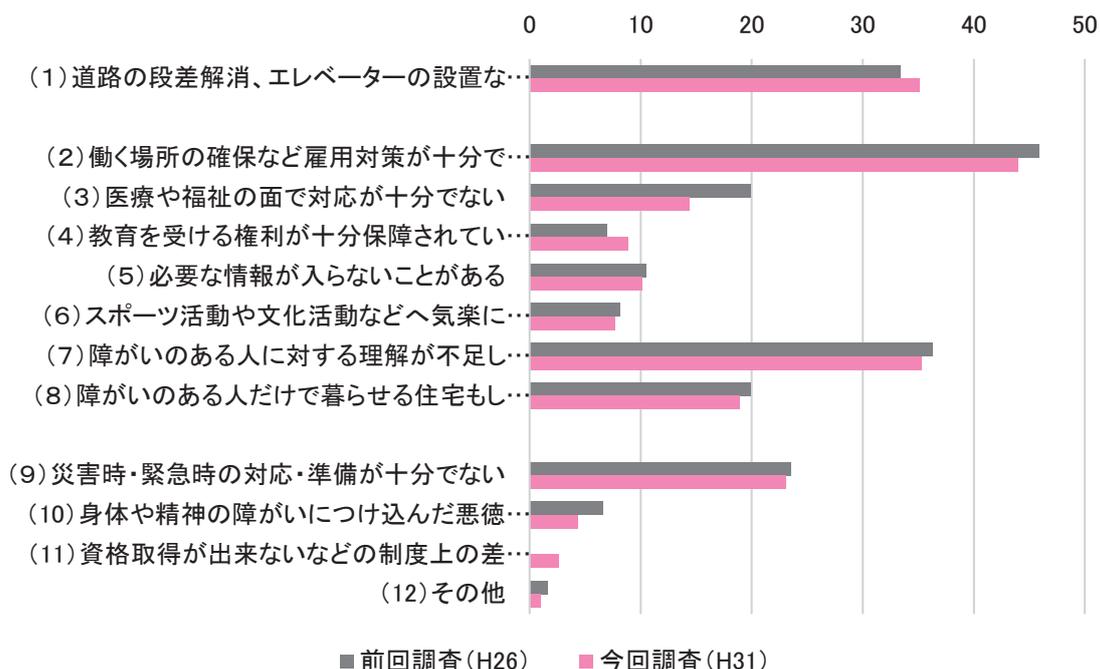
【質問5】2-1 家族の人権を侵害されたり、差別されたことはありますか



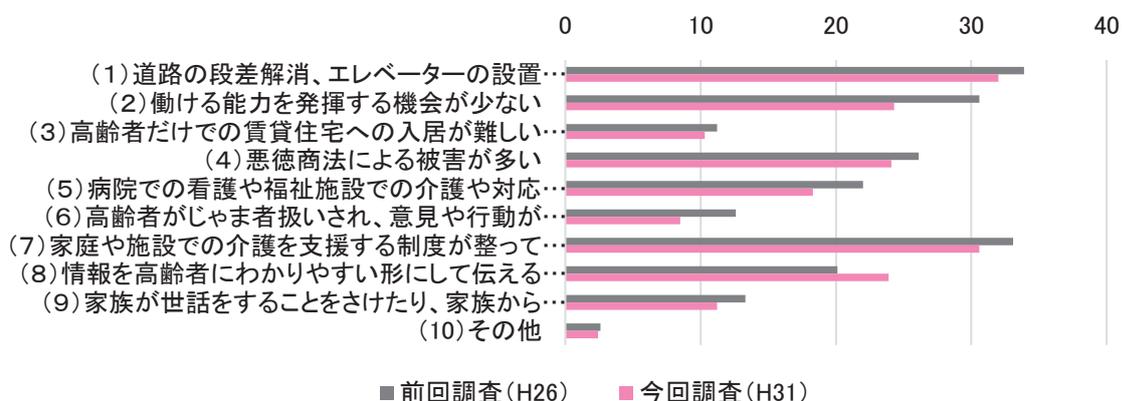
【質問5】2-2 「ある」と答えた人はどのような差別や人権侵害でしたか



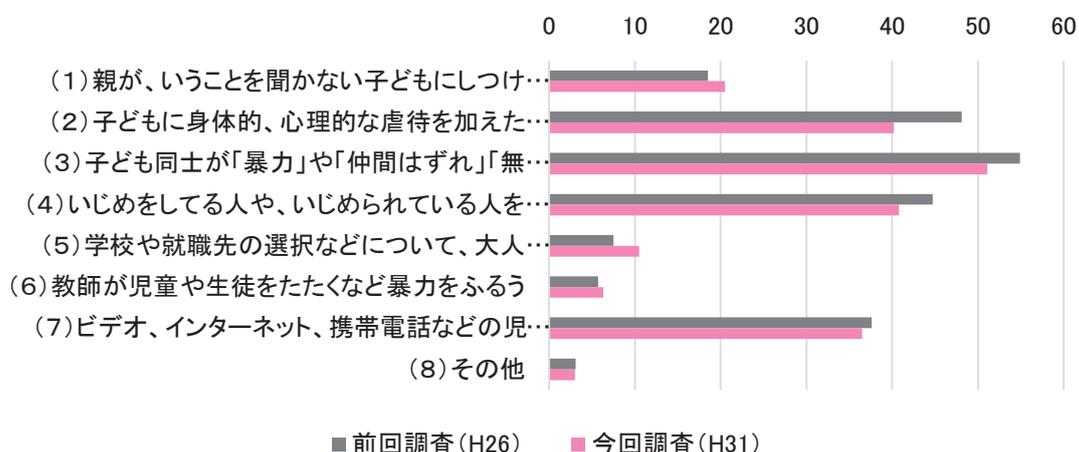
【質問6】 -1 障がいのある人について、人権上特に問題があると考えているものは



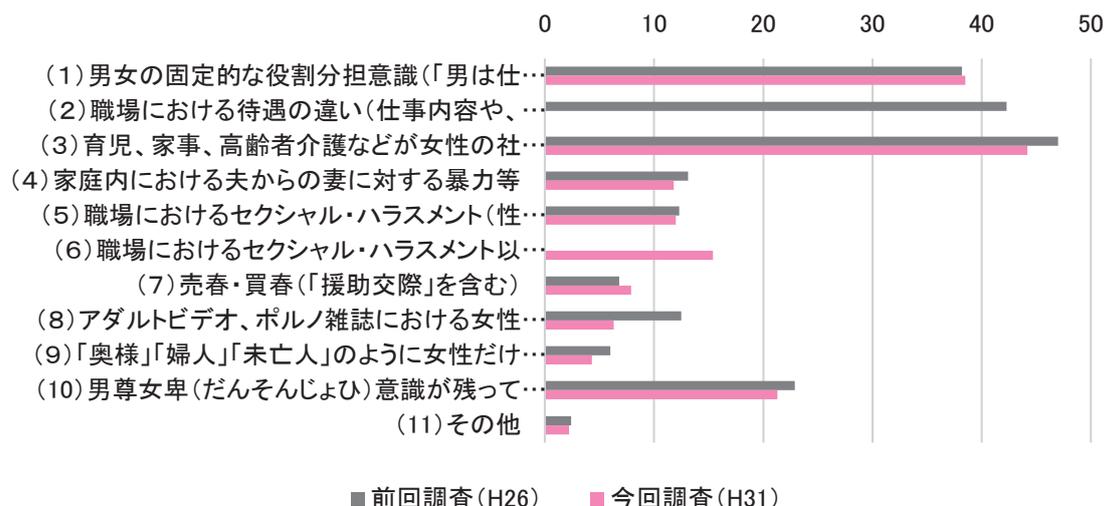
【質問7】 高齢者について、人権上特に問題があると考えているものは



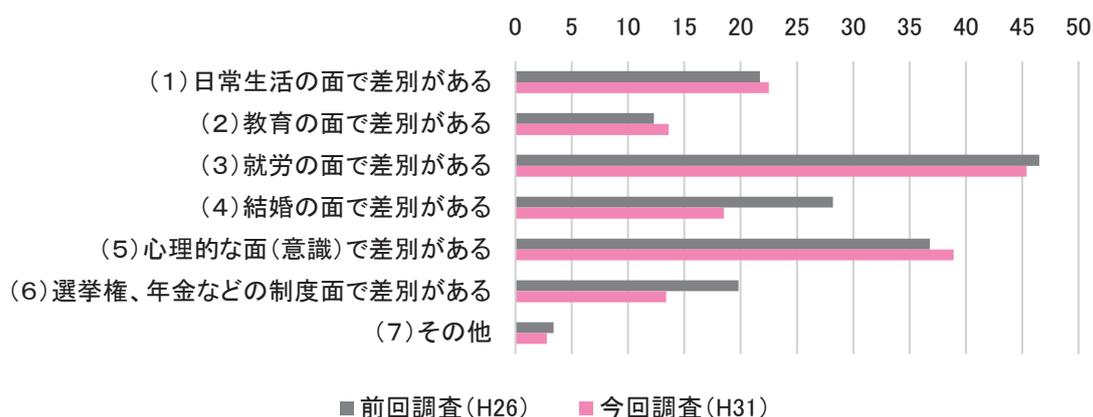
【質問8】 子どもについて、人権上特に問題があると考えているものは



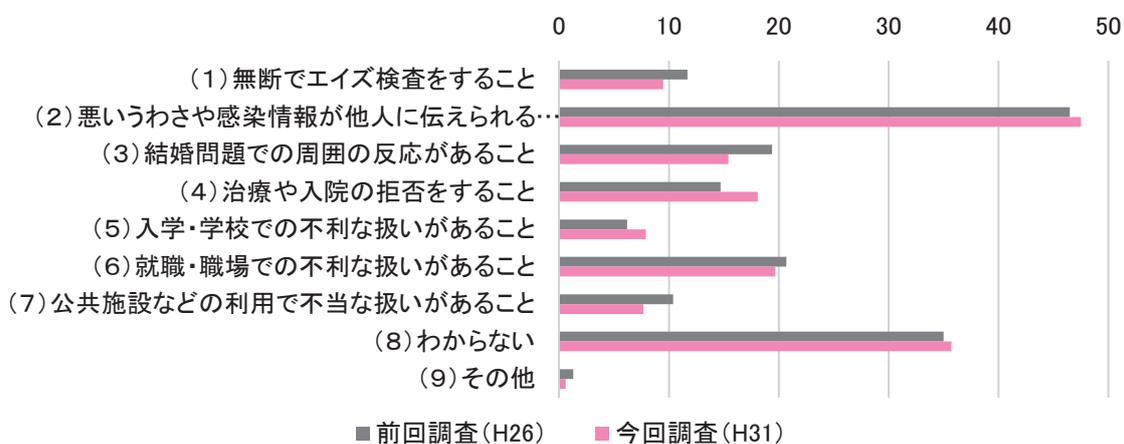
【質問9】 女性について、人権上特に問題があると考えているものは



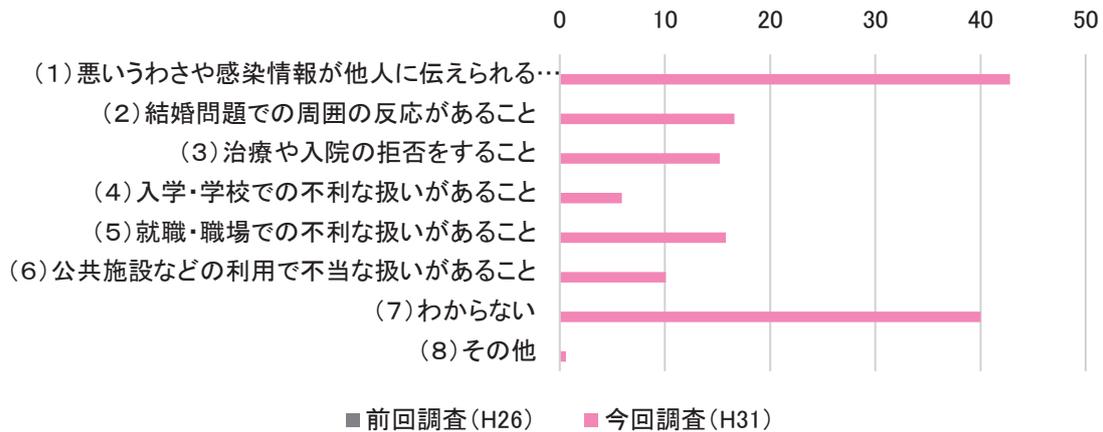
【質問10】 在日外国人に対して、特にどのような差別や偏見が日本にあると思いますか



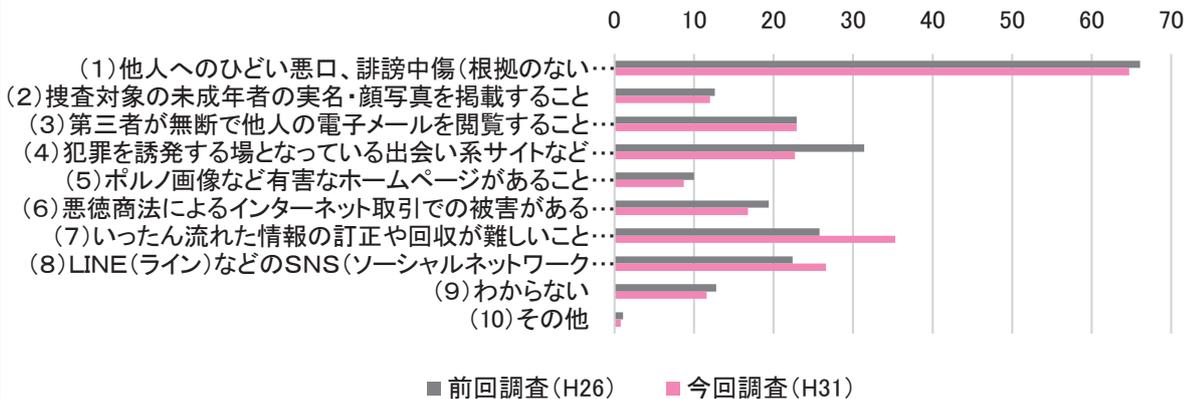
【質問11】-1 エイズ患者、HIV感染者の人権侵害について、特に問題があると思われるのは



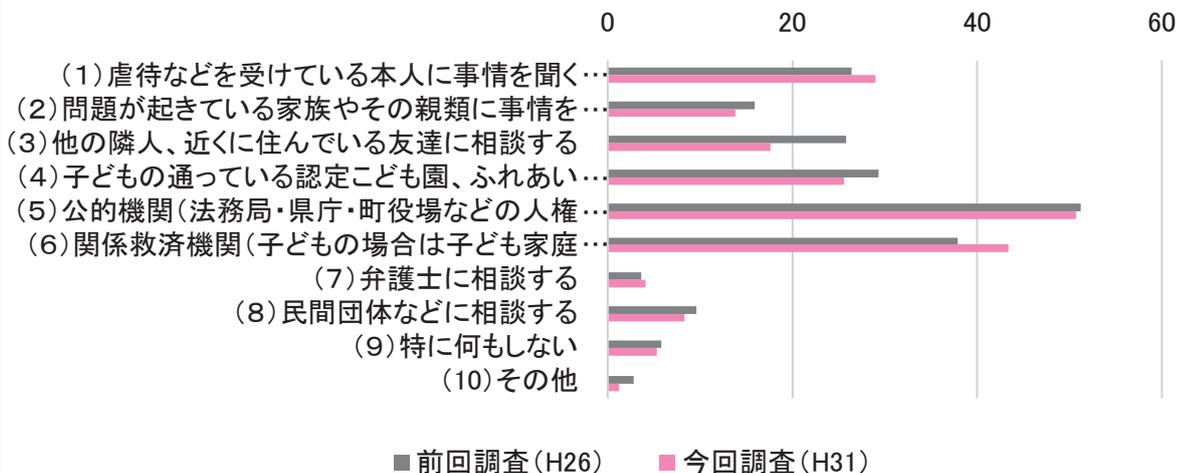
【質問11】-2 ハンセン病に関する人権侵害について、特に問題があると思われるのは



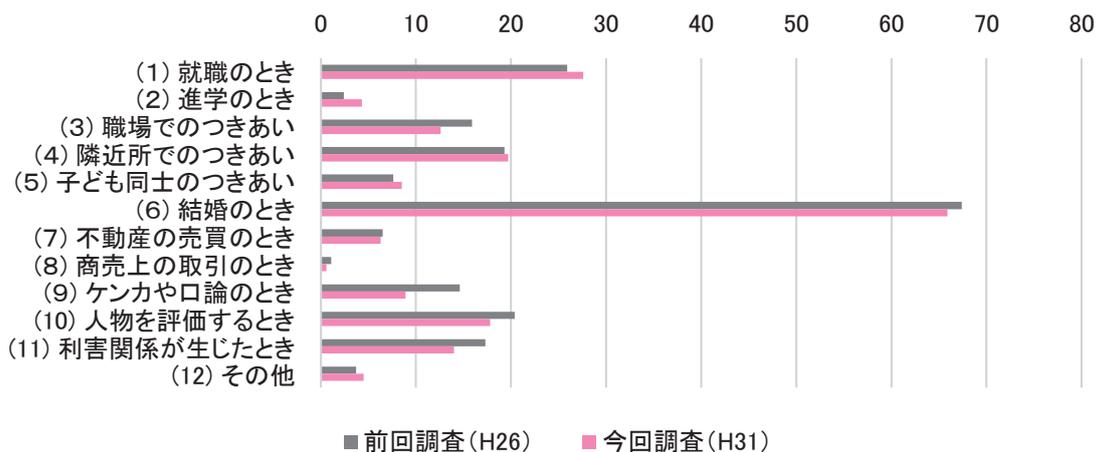
【質問12】 インターネットを悪用した人権侵害について、特に問題あると思われるのは



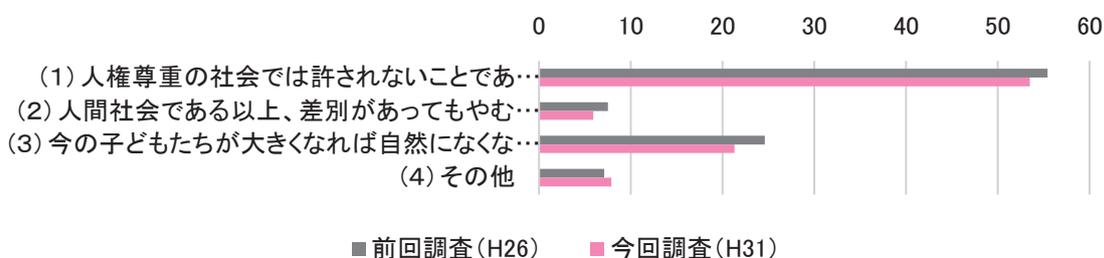
【質問13】 子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者や恋人などからの暴力があなたのまわりで起きていることを知った場合、どう対応しますか。



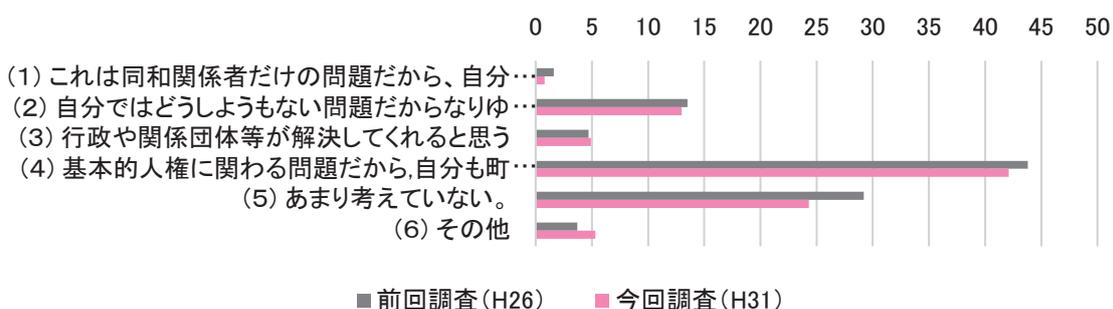
【質問14】同和問題はどのような場合にあらわれると思いますか



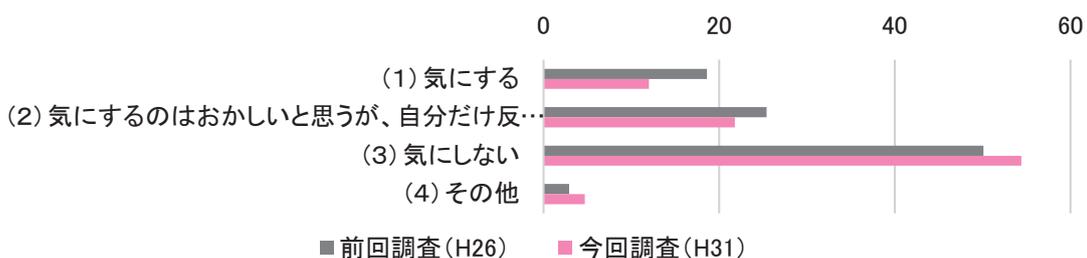
【質問15】同和問題についてどう思いますか



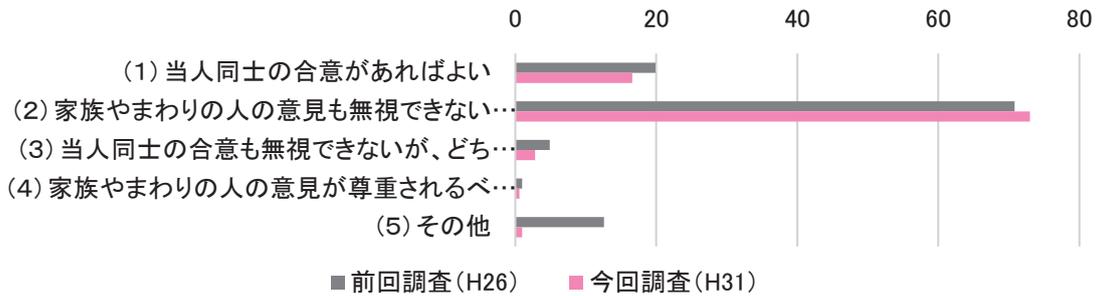
【質問16】同和問題を解決するにあたって、あなたの考えはいかがですか



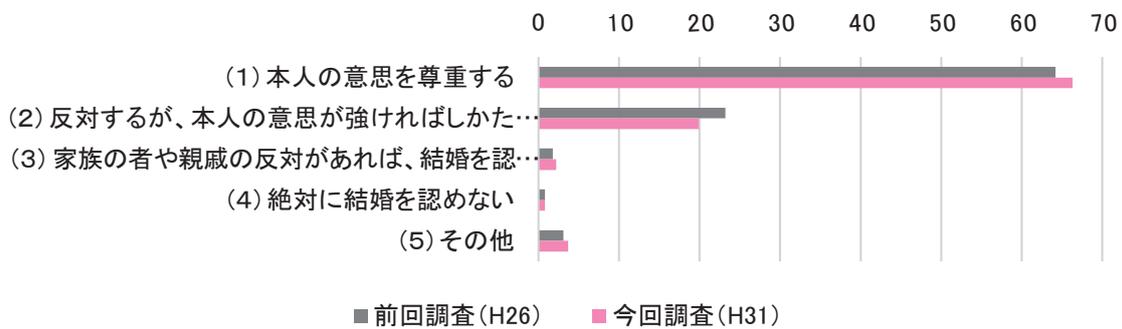
【質問17】結婚相手を決めるとき、家柄を気にしますか



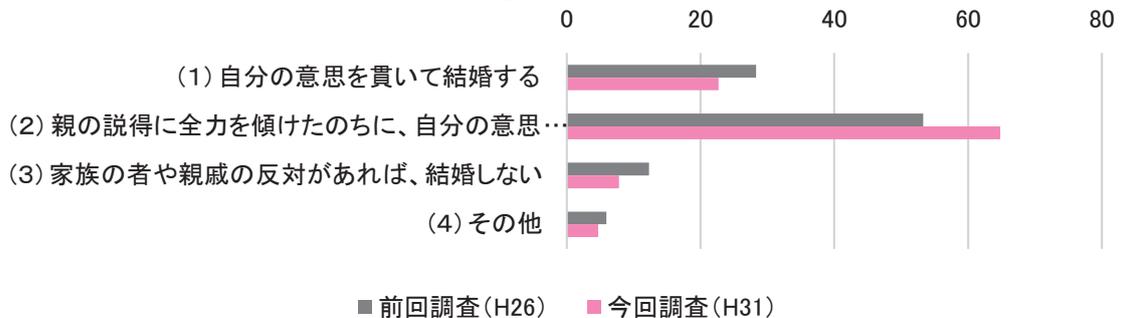
【質問18】結婚を家族や周りの人たちが反対したらどう思いますか



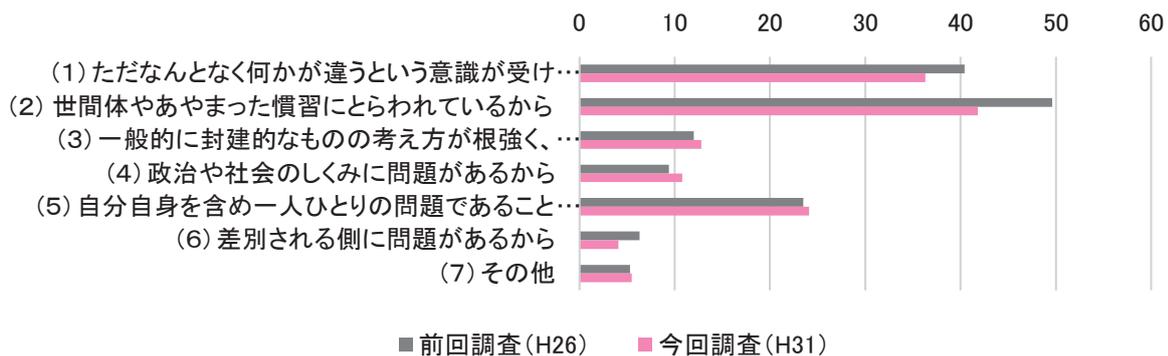
【質問19】-1 あなたのお子さんもしくは家族、親戚の結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか



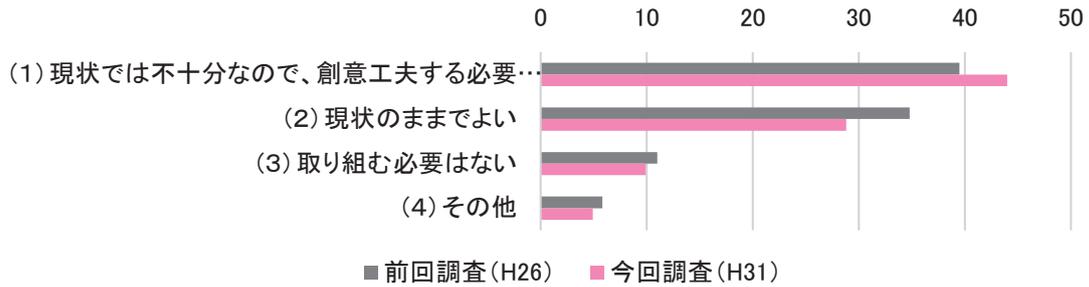
【質問19】-2 あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたらどうしますか



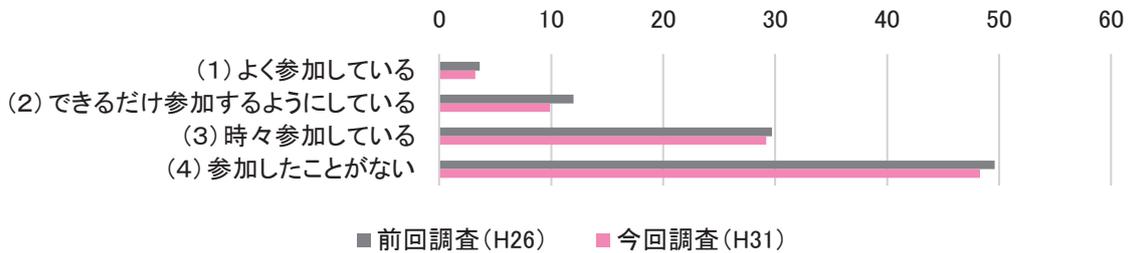
【質問20】今なお、部落差別がなくなるにはなぜだと思いますか



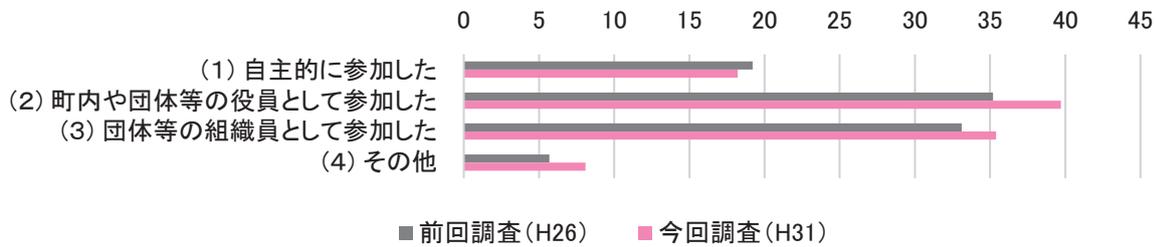
【質問21】同和問題をはじめ様々な人権問題についての学習活動が推進されていますが、そのことについてあなたはどのように思いますか



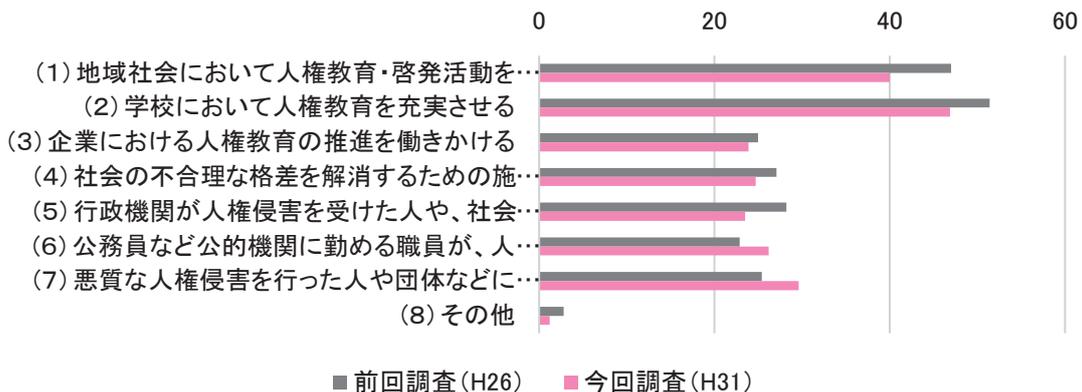
【質問22】-1 近年、同和問題をはじめとする人権についての学習会、講演会、研修会、講座に参加されたことがありますか



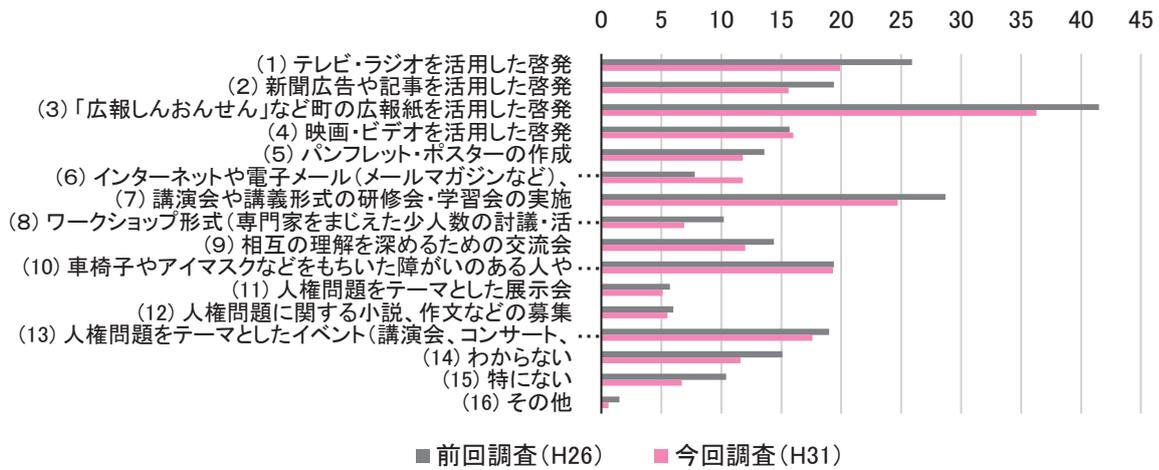
【質問22】-2 前の質問で、あなたが参加されたきっかけは



【質問23】人権が保障される社会を実現するために行政施策として特に必要なものは



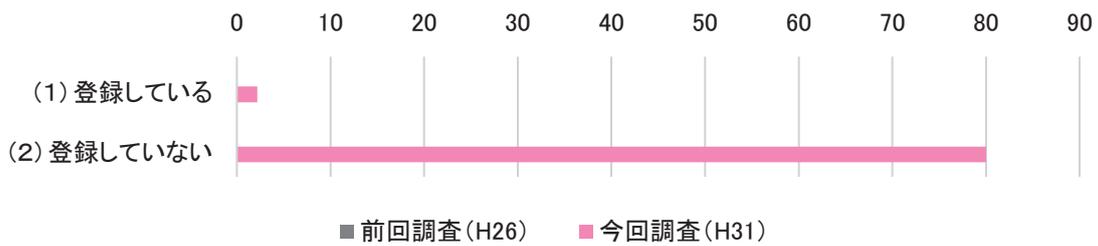
【質問24】 人権啓発を進めるためには、町民に対してどのような啓発活動が効果的だと思いますか



【質問25】あなたは本人通知制度を知っていますか



【質問26】-1 あなたは本人通知制度に登録していますか



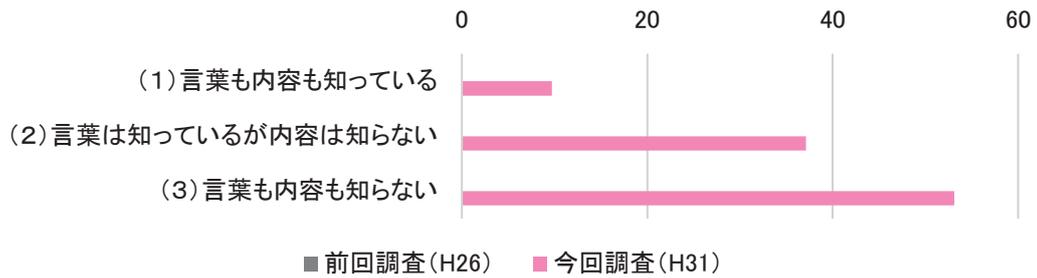
【質問26】-2 あなたは、今後、本人通知制度に登録しますか



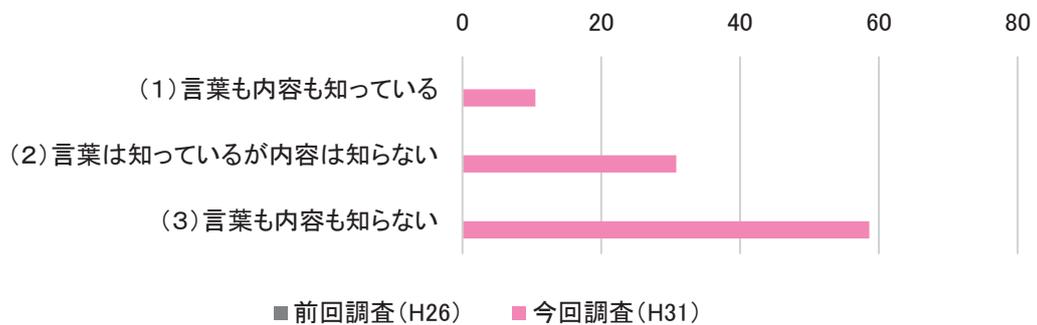
【質問27】あなたは、部落差別解消推進法を知っていますか



【質問28】あなたは、ヘイトスピーチ解消法を知っていますか



【質問29】あなたは、障がい者差別解消法を知っていますか



本人通知制度

原則、本人とその配偶者または直系親族等しか請求できない戸籍謄本、戸籍抄本等をそれ以外の第3者が請求し、自治体が交付した場合、自治体が証明書を交付したという事実を戸籍の本人へ通知してくれる制度です。

部落差別解消推進法

部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や教育・啓発活動、実態調査などの取り組みを求める「部落差別解消推進法」が平成28年12月16日に施行されました。この法律は、現在も部落差別があるとしたうえで、インターネット上に差別的な情報が掲載されていることなどを踏まえ、国には基本的人権を保障する憲法の理念に基づいて差別の解消に向けた施策を講じる責務があると明記しています。

障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28年6月3日に公布・施行されました。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、及び、国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

人権啓発推進条例制定のまち しんおんせん

令和元年度 新温泉町人権標語 優秀作品

すてきだね ひとをはげます そのことば

浜坂北小学校4年 やまなか しゅんた 山中 隼太 さん

思いやる 気持ちでつながる 人と人

温泉小学校5年 いのうえ みゆ 井上 海優 さん

「やめようよ」 勇気の一言 あなたから

浜坂西小学校6年 たなか ひより 田中 陽和 さん

スマホより 目と目でひらこう 心のとびら

浜坂中学校2年 おさき あいら 尾崎 愛莉 さん

新温泉町人権啓発推進条例 (平成17年10月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(以下の条項は略)

★人権学習会のご相談は★

新温泉町人権推進室 (文化会館) 電話 (0796) 82-3328
新温泉町生涯教育課 (人権教育担当) 電話 (0796) 82-5629

問合せ先 新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328 (平成30年12月作成)